

ふじのくに#エールアートプロジェクト助成金（二次募集） Q & A

助成対象

Q1-1 どのような事業を募集していますか？

A 新型コロナウイルス感染症への対策が必要な現時点で、県民が安心して楽しめる文化芸術の表現を提案していただきたいと考えています。国や県、全国公立文化施設協会や芸術分野毎の団体が定める基準に従って安全に実施できる仕組み、制約を新たな表現に生かす演出、入場者数の規制に伴う収入減を補う方策、オンラインの有効活用など、アーティストの視点を生かした創造的な試みを期待しています。

Q1-2 国の持続化給付金や、都道府県、市町の補助金を得ている場合、ふじのくに#エールアートプロジェクト助成金は申請できませんか？

A 他の公的助成金を活用して実施する事業にふじのくに#エールアートプロジェクト助成金を活用しないのであれば、申請は可能です。（例えば、本助成金を活用して事業Aを実施すると並行して、市の補助金を活用して事業Bを実施することは可能です。ただし、本助成金と市の補助金を同時に活用して事業Aを実施することはできません。）

Q1-3 民間の企業や団体等から助成金・協賛金を得てもよいですか？

A 構いません。企業の協賛やクラウドファンディング等で収入を得て事業を実施する場合は、収支予算書（様式第3号）に計上してください。ただし、それらを含めた収入が支出を上回った場合は、上回った額に相当する助成金を返還いただくこととなります。

Q1-4 対象者は表現活動を行うアーティストだけですか？

A 公演・展示・上映等の企画、制作・運営に関わる事業者・施設運営者（公立文化施設を除く。）等も対象となります。法人（営利、非営利を問いません。）、任意団体、個人、グループなど、形態は問いません。ただし、当該助成金は、施設運営者の営業損失を補填するものではありません。

Q1-5 音楽教室の講師は対象になりますか？

A 音楽教室での指導だけでは対象になりませんが、自身が不特定多数の観客に対し対価を得て公演・展示等を行う又は当該公演・展示等の制作に携わっている場合は対象となります。

Q1-6 文化芸術活動により収入を得ていること、新型コロナウイルス感染症により収入が減少したことを証明する公的な書類は必要ですか？

A 公的な書類の提出は必須ではありません。上記については、事業計画書（様式第2号）に記入していただいた内容（添付資料を含む。）等により確認します。なお、**無報酬で出演又は業務に従事した活動は記入しないでください。**

＜添付資料の例＞

収入証明

個人：有料公演・ワークショップ等のチラシやホームページ、出演料・アーティストフィー等の支払い証明書、確定申告書の写し等

法人：財務諸表、確定申告書、有料公演等のチラシやホームページの写し等

新型コロナウイルスによる影響証明

事業の中止や休業をお知らせしているウェブサイト、チラシ、ポスターの写し等

Q1-7 文化芸術活動から得ている収入が、すべての収入に占める割合は、どの程度が必要ですか？

A 〇%以上でなければならないという基準はありません。採択に当たっては、事業計画書（様式第2号）に記入した**文化芸術活動における活動実績**を評価します。

Q1-8 事業計画書（様式第2号）には、「新型コロナウイルス感染症による事業への影響」を記入することになっていますが、チラシの作成やウェブサイトへの告知を行う前の段階で事業が中止となった場合、事業が中止になったことをどのように説明したらよいですか？

A 会場の申込書類や関係者との間で交わされた企画及び中止に関する連絡の写しを提出してください。例年開催事業への出展や参加であれば、当該事業の開催・参加実績や、それが中止・延期となった事実が確認できる資料を提出してください。上記資料が揃わない場合は、申請前に事務局に相談してください。

Q1-9 新型コロナウイルスが終息せず、企画した事業を変更したり、実施できなくなった場合はどうしたらよいですか？

A まず、事務局に相談してください。**実施可能な事業への変更について、相談に応じません。**止むを得ず中止する場合は、協議の上、既に発生した経費を助成します。ただし、**助成対象経費が増額しても、助成金の増額は認められません。**

地震や台風などにより企画した事業が実施できなくなった場合も、同様に御相談ください。

対象経費

Q2-1 申請者自身の企画費や出演費は助成対象になりますか？

A 対象となります。申請者自身が制作（作曲、舞台演出など）される場合も、申請者自身への支払いは、企画費もしくは出演費・謝金に計上してください。制作費では認められません。なお、実績報告時には、申請団体の構成員への出演費・謝金は支払内訳書を別途提出してください。個人で申請し、申請者と受領者が同一の場合は、企画費、出演費が記入された収支決算書（様式第3号）の提出をもって領収書に替えます。

Q2-2 団体に申請した場合、企画費の受領はどのように証明すればよいですか？

A 企画費が記入された収支決算書（様式第3号）の提出をもって領収書に替えます。

Q2-3 消耗品費で新しく機材を購入したいのですが、助成対象になりますか？

A 機材によっては助成対象となるものがあります。ただし、10万円未満であっても、財産形成となる備品（パソコン、撮影・編集機材等）の購入経費は対象外です。

Q2-4 車で移動した場合も旅費に含まれますか？

A 移動距離について、1km当たり（100m未満切り捨て）18円として計上（1円未満切り捨て）してください。領収書の提出は不要ですが、旅費明細書に距離数を記入してください。高速道路料金は対象となりますが、ガソリン代、駐車場料金は計上できません。なお、距離数が妥当なものであるかについては、事務局において確認します。

Q2-5 タクシーを使用してもよいですか？

A タクシーの使用は、その他に移動手段がない等、効率的かつ合理的な理由がある場合のみ、旅費の対象となります。

Q2-6 ソフトウェアの年間契約（サブスクリプション）やオンライン配信のためのサーバー代は、助成対象になりますか？

A 対象となります。事業実施期間分を按分して計上してください。他の経費と同様に、支払いの証拠書類も添付してください。

Q2-7 会場を稽古などで月単位で借りた場合の家賃は、助成対象になりますか？

A 家賃は対象外です。利用料が公になっている会場を活動の都度申し込み、使用料を支払っている場合は対象となります。

Q2-8 委託費とはどのような経費になりますか？

A 事業実施において、ある一連の複数業務を外部業者等に委託する経費です。
(例：広報業務委託 … チラシデザイン・印刷・配送、広告出稿代行など一式)
実績報告時には、領収書に併せ委託業務の内訳がわかる請求書等を添付してください。

Q2-9 交付決定前にかかった経費は、助成対象になりますか？

A 原則、対象になりません。ただし、申請時に事前着手届（様式第9号）が出されている場合は、助成対象期間であれば、事前着手日以降から補助対象となります。

申請方法

Q3-1 書類の提出はメールでもよいですか？

A 押印が必要となる書類がありますので、郵送又は宅配便により申請してください。

Q3-2 団体に申請する場合、構成員は既存の名簿を提出してもよいですか？

A 10名を超える団体の場合、構成員の役割、居住地又は主な活動拠点がわかるものであれば、事業計画書（様式第2号）の別紙に替えても構いません。

Q3-3 活動実績を確認する資料として、10ページ程度のパンフレットを提出してもよいですか？

A コピーが難しい添付書類は、現物を10部提出してください。（審査や保管資料として使用します。）

助成金の支払い

Q4-1 助成金はいつ支払われますか？

A 事業完了後、実績報告書等を審査し、助成金額を確定した後に指定口座に振り込みます。ただし、交付申請に当たり概算払の請求をした場合は、助成額の70%（1,000円未満切り捨て）を上限として交付決定後に指定口座に振り込みます。なお、助成金の確定額が概算払額を下回った場合は、過払分を返還いただくこととなります。

助成金交付確定通知書を受領した日、又は概算払の交付決定通知書を受領した日から起算して5日を経過した日までに、所定の請求書等を事務局へ提出してください。

Q4-2 概算払にはどのような手続きが必要ですか？

A 概算払を希望する場合は、申請時に概算払承認申請書（様式第1号）を提出する必要があります。交付決定後に概算払を希望されても認められません。

事業内容の変更

Q5-1 事業内容を変更する場合はどのような手続きが必要ですか？

A 事業内容を変更する場合は、事前の変更申請が必要です。変更が発生しそうな場合は事務局に連絡の上、変更承認申請書（様式第5号）、変更事業計画書（様式第2号）、変更収支予算書（様式第3号）を提出してください。ただし、企画の主題やテーマの大きな変更は認められません。

実績報告

Q6-1 証拠書類は、請求書や納品書でもよいですか？

A 請求書や納品書では支払確認ができませんので、必ず領収書を提出してください。請求書の場合は、請求書と振込控えの一式であれば支払確認ができるため、認められます。

また、5万円以上の領収書は、必ず収入印紙の貼付、割印されたものを提出してください。

Q6-2 領収書はレシートでもよいですか？

A 購入内容及び購入日から、当該事業のために支出されたことが明確にわかるもの限り、レシートによる報告を認めます。

Q6-3 領収書はコピーでもよいですか？

A **構いません。実績報告時には領収書のコピーを提出**してください。ただし、領収書原本は必ず申請者自身で保管ください。

その他

Q7-1 事業の広報に協力してもらえますか？

A 採択された事業は、ふじのくに#エールアートプロジェクトのウェブサイトの他、静岡県、静岡県文化プログラムのウェブサイト等においても、積極的に広報を行います。

Q7-2 消費税仕入控除税額等の確定に伴う助成金の返還はいつ行いますか？

A 消費税及び地方消費税の申告により当該助成金に係る消費税仕入控除税額等が確定した後、**速やかに消費税仕入控除税額等報告書（様式第8号）等を事務局に提出**してください。その後の手続きは事務局から連絡します。**返還手続きは、2021（令和3）もしくは2022（令和4）年中**に行います。